

財 関 第 2 号  
平成 30 年 1 月 9 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

### 関税定率法基本通達の一部改正について

関税定率法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 1 月 9 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

関税定率法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。